

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号））

改 正 案	現 行												
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の182</u>、<u>12月に支給する場合には100分の190</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>1, 142, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>922, 000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	区 長	<u>1, 142, 000円</u>	副 区 長	<u>922, 000円</u>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の182</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>1, 131, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長</td> <td style="text-align: center;"><u>913, 000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	給 料 月 額	区 長	<u>1, 131, 000円</u>	副 区 長	<u>913, 000円</u>
職 名	給 料 月 額												
区 長	<u>1, 142, 000円</u>												
副 区 長	<u>922, 000円</u>												
職 名	給 料 月 額												
区 長	<u>1, 131, 000円</u>												
副 区 長	<u>913, 000円</u>												

第2条による改正（墨田区長等の給料等に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の186</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の182</u>、<u>12月に支給する場合には100分の190</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表1の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表1の改正規定 令和5年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和6年4月1日